

# 障害基礎年金の等級非該当による不支給通知書（例）

平成 年 月 日

様

厚生労働大臣

## 国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ (不支給決定通知書)

あなた様から請求のありました次の給付（保険給付）については次の理由により支給しないことと決定しましたので通知します。

給付の種類 国民年金障害基礎年金  
(保険給付の種類)

基礎年金番号

支給しない理由

請求のあった傷病（ ）については、障害認定日である平成 年 月 日  
現症の障害の状態が、国民年金法施行令別表（障害等級1級、2級の障害の程度  
を定めた表）に定める程度に該当していないため、支給されません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会  
保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の  
翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から  
2か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当  
な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合  
には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代  
表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、審査請求の日から1年を経過したときは訴えを提起できま  
せん。

## 障害厚生年金の等級非該当による不支給通知（例）

平成 年 月 日

様

厚生労働大臣

### 国民年金・厚生年金保険障害給付の 不支給決定について

さきに、あなたから障害給付の年金請求がありました。次の理由に基づく決定により支給されませんので通知します。

（理由）

請求のあった傷病（ ）について、障害認定日である平成 年 月 日現在の状態は、国民年金法施行令別表（障害基礎年金 1 級、2 級の障害の程度を定めた表）・厚生年金保険法施行令別表第 1（障害年金 3 級の程度を定めた表）及び厚生年金保険法施行令別表第 2（障害手当金の障害の程度を定めた表）に定める程度に該当していません。

また、請求日である平成 年 月 日現在の障害の状態も国民年金法施行令別表・厚生年金保険法施行令別表第 1 及び厚生年金保険法施行令別表第 2 に定める程度に該当していません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から 2 か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ）の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、審査請求の日から 1 年を経過したときは訴えを提起できません。